当該区域に係る地域の名称	上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	線分の両側それぞれの幅（メートル）	置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	の種類
北海道札幌市中央区　北一条、北二条、北三条、北四条、北五条、北六条、宮ノ森一条	㈠　二	㈠　五〇	㈠　北海道札幌市中央区北一条西一四丁目一番地の五（八六） ㈡　北海道札幌市西区平和四三九番地（一、〇一六）	一　放送業務用

当該区域に係る地域の名称	上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	線分の両側それぞれの幅（メートル）	置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	の種類
北海道札幌市中央区　北一条、北二条、北三条、北四条、北五条、北六条、宮ノ森一条	㈠　二	㈠　五〇	㈠　北海道札幌市中央区北一条西一四丁目一番地の五（八六） ㈡　北海道札幌市西区平和四三九番地（一、〇一六）	一　放送業務用
北海道函館市　五稜郭町、田家町、富岡町、赤川通町、昭和町	三	五〇	㈠　北海道函館市五稜郭町一五の五（六一） ㈡　北海道亀田郡七飯町字上藤城五六四（六八八）	二　警察業務用
削除				三
削除				四

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　昭和五十八年郵政省告示第二百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
［一　略］		
二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域		
当該伝搬障害防止区域の範囲	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との	上の欄に掲げ
当該伝搬障害防止区域に係る無		

改正前		
［一　同上］		
二　［同上］		
当該伝搬障害防止区域の範囲	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との	上の欄に掲げ
当該伝搬障害防止区域に係る無		